

家畜衛生便り

令和8年4月9日発行

西部家畜保健衛生所 ○吉野川庁舎 〒776-0002 吉野川市鴨島町麻植塚136-3 TEL 0883-24-2029 FAX 0883-24-1397
○東みよし庁舎 〒779-4703 三好郡東みよし町中庄856-1 TEL 0883-82-2397 FAX 0883-82-4843
家畜保健衛生所ホームページURL <https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippannokata/sangyo/chikusangyo/2014022000090/>

ごあいさつ

所長 谷 史雄



令和8年度当初にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

畜産農家の皆様はじめ、関係の皆様におかれましては、日頃より家畜保健衛生所業務の推進に、ご理解とご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

この度の定期異動により、新たなメンバーで新年度を迎え、職員一同、気持ちを新たに業務に取り組んで参りますので、どうぞよろしくお願いいたします。

さて、畜産を取り巻く情勢につきましては、ご承知のとおり、長引く円安やウクライナ及び中東における不安定な国際情勢の影響を受け、飼料、生産資材、原油等の高騰により一層厳しさが増すとともに、先行きの見通せない状況が続いています。

また、家畜衛生をめぐる情勢につきましても、国内では毎年のように高病原性鳥インフルエンザや豚熱の発生が続いており、近隣のアジア諸国においては、国内への侵入が危惧される海外悪性伝染病のアフリカ豚熱や口蹄疫が広く流行しています。幸い、県内では、近年、畜産現場において、このような疾病の発生はありませんが、これはひとえに畜産農家の皆様の飼養衛生管理の向上によるものと考えています。

家畜保健衛生所は、これまで同様、家畜伝染病対策をはじめ、生産性を阻害する慢性疾病対策、家畜疾病診断、各種畜産振興業務などを通じて、生産性の向上を図り少しでも畜産経営の安定に寄与できるよう職員一同一丸となって取り組んで参ります。畜産農家の皆様方におかれましては、農場への病原体の侵入を防ぐため、引き続き飼養衛生管理基準の遵守をお願いいたします。

最後になりますが、今年度も管内畜産農家の皆様、並びに関係者の皆様のなご一層の御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。



令和8年度 西部家畜保健衛生所 職員

所 長 谷 史雄
次 長 水野 一郎
次 長 富久 裕介〔美馬・三好担当〕

衛生防疫第一担当 【吉野川庁舎】

課長補佐（リーダー）	山本 由美子
係 長	川田 健太
係 長	横山 卓矢
係 長	森川 かほり
係 長	阪口 幸（徳島家畜保健衛生所から転入）
主 任	高砂 絵美
主 任	八木 智子（農林水産総合技術支援センター 畜産研究課から転入）
会計年度任用職員（獣医師）	鴻野 文男
会計年度任用職員（獣医師）	松尾 功治
会計年度任用職員（獣医師）	笠井 裕明
会計年度任用職員（補 助）	田村 幸子

衛生防疫第二担当 【東みよし庁舎】

課長補佐（リーダー）	尾川 誠次郎（畜産振興課から転入）
係 長	森川 繁樹
主 席	武内 徹郎（東部農林水産局から転入）
主 事	木村 竜盛
会計年度任用職員（獣医師）	色原 豊彦
会計年度任用職員（獣医師）	刈谷 亮介
会計年度任用職員	立川 沙織
会計年度任用職員（補 助）	浜田 るり子

〈転出者・転出先〉

前・主査兼係長	丸谷 永一	畜産振興課 課長補佐
前・主 任	松英 百合子	徳島家畜保健衛生所 主任
前・主 任	才力 慎也	農林水産総合技術支援センター畜産研究課 主任
前・主 事	岡脇 良奈	徳島家畜保健衛生所 主任主事

伝染病予防のため、 適切な飼養衛生管理を実施してください

- 異常家畜の早期発見、早期通報をお願いします。

日常の健康観察を徹底し、家畜伝染病を疑う症状を呈している家畜を発見したときは、**直ちに通報**してください。

＜連絡先＞西部家畜保健衛生所

吉野川庁舎 0883-24-2029

東みよし庁舎 0883-82-2397

家畜保健衛生所は、休日・夜間も24時間対応しております。

- 農場出入口・畜舎周辺の消毒の徹底に努めてください。

- 中国や韓国など、家畜伝染病発生国からの人や物の流通に留意してください。

- 農場に出入りする人や車両の消毒をお願いします。

- 衛生管理区域内に野生動物が侵入しないよう、御注意ください。

- 家畜の死体を保管する場合には保管庫等を設置し、野生動物の侵入を防止してください。

- 当所からの広報等、情報の収集に努めてください。

死亡家畜の処理は適正に行いましょう

家畜の死体については、「廃掃法」と「化製場法」に基づいて、専門の業者に運搬・処理を依頼してください。

● 廃掃法：廃棄物の処理及び清掃に関する法律

- ・動物の死体は、産業廃棄物にあたります【第二条】
- ・事業者は、廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければなりません【第三条】
- ・廃棄物をみだりに捨てることは禁止されています【第十六条】

● 化製場法：化製場等に関する法律

- ・死亡獣畜の解体、埋却又は焼却は、死亡獣畜取扱場以外の施設又は区域で行う事は禁止されています【第二条】



たい肥の散布方法に注意しましょう！

たい肥の散布は、農作物の健全な生育に重要な作業である一方、「臭い」が苦情の原因となることがあります。

● たい肥を使用する際には、次の点に注意してください。

- ・できるだけ完熟したものを使用する。
- ・農地に搬入したたい肥は速やかに鋤き込む。
- ・耕種農家へたい肥を販売・譲渡する場合も、速やかに鋤き込むよう促す。

過剰なたい肥散布はやめましょう！

- 家畜排せつ物の野積みは、自らの所有地内でも「不法投棄」に該当する場合があります。

